

平成 20 年 7 月 4 日

「定住自立圏構想」推進のための先行的実施団体の募集

「経済財政改革の基本方針 2008」において、「定住自立圏構想」の実現に向けて施策を推進することが閣議決定されました。

総務省として、定住自立圏の具体的な仕組みづくりと一緒に進めていただける先行的実施団体（遅くとも平成 21 年度までに定住自立圏を形成する協定の締結を目指す中心市又は周辺市町村）を、平成 20 年 7 月 4 日から募集いたします。

このため、本構想の説明会を全国 7 カ所（宮城・富山・愛知・京都・岡山・佐賀・東京）で開催します。

（参考）

「経済財政改革の基本方針 2008」（抜粋）

第 2 章 成長力の強化

2. 地域活性化

（1）地方再生

【改革のポイント】

2. 中心市と周辺市町村が協定により役割分担する「定住自立圏構想」の実現に向けて、地方都市と周辺地域を含む圏域ごとに生活に必要な機能を確保し人口の流出を食い止める方策を、各府省連携して講ずる。

【具体的手段】

（2）都市機能の集約とネットワーク化

定住自立圏構想をプラットフォームとして、今年度から地方公共団体と意見交換しながら具体的な圏域形成を進めるとともに、各府省連携して支援措置等を講ずる。

（連絡先）

地域力創造グループ地域自立応援課
担当：黒野課長補佐、村岡課長補佐
電話：(03)-5253-5391(直通)
FAX：(03)-5253-5537